

# 答申書

## 第1 松山市文書法制審議会の結論

処分庁松山市長（以下「処分庁」という。）による年金の支払請求権に係る差押処分に対し、審査請求人が令和元年6月25日に提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、本件審査請求のうち、既に取り立てが完了した年金の支払請求権に係る差押えの取消しを求める部分を却下し、その余の部分を棄却するとの審査庁の判断は、妥当である。

## 第2 事案の概要

- 1 処分庁は、別紙「滞納金額明細書」記載の固定資産税、市民税及び県民税（以下「本件滞納市税」という。）を徴収するため、平成31年4月10日付けで審査請求人が有する老齢基礎・老齢厚生年金の支払請求権の差押え（同日付け松（納徴）さ第22号。以下「本件処分」という。）をした。
- 2 審査請求人は、令和元年6月25日、本件処分の取消しを求め、本件審査請求をした。

## 第3 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

#### (1) 滞納の有無について

##### ア 不動産競売

審査請求人所有の不動産について競売開始決定（松山地方裁判所平成〇〇年（ケ）第〇〇〇号。以下「本件不動産競売」という。）がなされているので、平成11年4月から平成31年3月までの固定資産税について知らせて欲しい。

##### イ 延滞金の免除

処分庁が発行した納付書兼領収書や処分庁が作成した充当決議書の延滞金の欄に「0」と記載されており、本件滞納市税の延滞金は免除されている。

ウ 消滅時効

本件滞納市税の徴収権は時効により消滅しているのではないか。

(2) 差押えについて

ア 権力の悪用

(ア) 処分庁との約束と長年にわたる約束の履行

本件滞納市税については、処分庁との間で、年金支給月に〇万円、年額〇〇万円を納付し、本税完納後は延滞金については納付しないでよいことになっていた（ただし、前述のとおり、審査請求人は、本税完納を待たずに既に延滞金が免除されていたという趣旨の主張もしている。）。

処分庁は固定資産税の課税の相手方を間違えるというミスをしたが、このミスを解決できたのは審査請求人が処分庁の課税ミスを受け入れたからである。その後、上記のとおり本件滞納市税の納付条件について処分庁と話がつき、審査請求人は長年にわたり約束どおり納税を続けてきた。それにもかかわらず、処分庁は、非常に薄弱な理由を一方向的に作り、約束を破棄して本件処分をした。

納付に多少の遅れが発生しても年間〇〇万円の約束で本税を完納するまでに何十年もかかることは最初から話に出ていた。

(イ) 本件処分前の処分庁の不適切な対応

平成30年8月に、本件滞納市税について、一括で本税を納付すれば延滞金を免除するとの提案が処分庁からあり、審査請求人はこれに応じるつもりであった。ところが、銀行から納付資金の融資を受けるために必要なのでその旨の一筆を処分庁に依頼したところ、すぐに本件処分がなされた。処分庁が一筆書いてくれれば資金ができていた。

審査請求人は処分庁に対し手紙の返事は手紙で下さいと理由

を書いてお願いしているのに、処分庁は電話でしか連絡をしてこなかった。審査請求人は電話では十分な対応ができず、十分な話合いや指導もないまま、審査請求人が理解できていない時に、処分庁は、最後通告だけを手紙でして本件処分をした。

審査請求人は、銀行の融資は平成31年3月末にして欲しいと言っているのに、処分庁はそれよりも前の同月15日を納付期限にした。

審査請求人は、処分庁に対し、「〇〇〇万円は直ぐ納付します、残りは相談で」と2回も3回も手紙を送ったのに、処分庁からは返事がなく、相談も話合いもなかった。

(ウ) このように、処分庁の担当者は、審査請求人に滞納税金を完納させるよりも、差押えをして困らせて、権力を見せようとして本件処分をした。本件処分は処分庁の担当者の官情（注．原文のまま）でなされたものであり、権力の悪用である。

#### イ 本件処分による審査請求人の生活への影響

審査請求人は、自動車の運転をしなくなったので交通費がかかり、身体障害者1級で仕事ができないため人件費もかかるが、審査請求人には年金以外の収入がなく、このままでは生活ができない。

審査請求人は、本件処分により、市県民税、介護保険料、高齢者医療保険料等の支払にも困っている。

#### ウ 差押えの範囲

差し押さえた年金の額が〇〇万〇〇〇〇円になった計算根拠を教えて欲しい。

#### (3) 教示の有無

審査請求人に対する教示がなかった。

### 2 処分庁の主張

処分庁は、本件審査請求のうち、支払期の到来により支給された年金に係る差押えの取消しを求める部分については、訴えの利益が消滅しているため、却下すべきであるとした上で、その余の部分について以下のとおり主張し、棄却を求めている。

(1) 滞納の有無について

ア 不動産競売

審査請求人に賦課された固定資産税の詳細は、納税通知書にて審査請求人に告知したとおりである。

また、本件不動産競売の対象となった審査請求人所有の不動産は36物件あり、うち2物件は競売にならず任意で売却された。残り34物件については競売により売却されたが、処分庁に対する配当はなかった。

イ 延滞金の免除

納付書兼領収書の延滞金の欄には、納付する予定の金額を記載しているにすぎず、「0」と記載されているからといって延滞金が免除されていることにはならない。

ウ 消滅時効

平成13年度の固定資産税については、平成14年10月29日付けで審査請求人所有の不動産を差し押さえているので、時効が中断している。

平成18年度から平成20年度までの固定資産税及び平成20年度の市県民税については、平成21年7月28日付けで審査請求人所有の不動産に参加差押をし、時効が中断した。当該不動産は同年12月17日に公売され中断事由がなくなったものの、平成24年7月9日に審査請求人所有の不動産に参加差押をしたので、時効が中断している。

平成21年度の固定資産税及び市県民税については、平成24年7月9日に審査請求人所有の不動産に参加差押をしたので、時効が中断している。

(2) 差押えについて

ア 関係法令の定め

市県民税及び固定資産税に係る地方団体の徴収金については、その滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえ

なければならないとされている。また、地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法（昭和34年法律第147号）の滞納処分の例によることとされている。

本件滞納市税については、督促状を発送した日から起算して10日を経過している。処分庁は、審査請求人の事情を考慮し、納税相談及び納税指導を行ったが、審査請求人は本件滞納市税を完納しなかったことから、国税徴収法の規定に基づき本件処分を行った。

本件処分による取立金額については、国税徴収法第76条第1項の規定により計算し、〇〇万〇〇〇〇円となった。

処分庁は、滞納を解消すべく関係法令に基づき適正に滞納処分を執行したものであり、本件処分に個人の感情や職権乱用などが介在する余地はない。

#### イ 本件処分に至るまで

審査請求人は、年金支給月に確実に納付しているわけではない。

審査請求人は、毎月〇〇万円を納付する内容の納付誓約書の約束順守を条件に延滞金減免申請書を提出したが、当該誓約内容を履行していない。

審査請求人が毎月〇〇万円を納付することを条件に延滞金を免除する約束があったことは認識しているが、年金支給月に〇万円ずつ年間〇〇万円を支払い、延滞金を免除する内容の新しい約束は成立していない。

処分庁は、審査請求人に対し本税及び督促手数料を一括納付すれば延滞金を免除する旨を伝えたが、審査請求人は履行していない。

本件処分は、審査請求人の事情を考慮した上で適正に行われている。

#### ウ したがって、本件処分に何ら違法性はなく、適正に行われている。

### (3) 教示の有無

処分庁から審査請求人に送付した差押調書（謄本）には、教示文が記載されている。

## 第4 審理員意見書の要旨

### 1 意見

本件審査請求のうち、既に取立てが完了した年金の支払請求権に係る差押えの取消しを求める部分を却下し、その余の部分を棄却するのが相当である。

### 2 理由

#### (1) 本件審査請求の適法性

行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき行政庁の処分に対し不服申立てをすることができる者は、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によってこれを回復すべき法律上の利益を有する者に限られる。

債権差押処分については、徴収吏員が差し押さえた債権の取立てを行ったときは、その目的を達してその法的効果は消滅するものと解され、他に債権差押処分を理由に滞納者を法律上不利益に扱う法令の規定も存在しないので、差し押さえた債権の取立てを行った後は、滞納者には当該債権差押処分の取消によって回復すべき法律上の利益はない。

したがって、本件処分のうち、既に取立てが完了した年金の支払請求権に係る差押えについては、取消しによって回復すべき法律上の利益がないと言わざるをえず、本件審査請求のうち、既に取立てが完了した年金の支払請求権に係る差押えの取消しを求める部分については不適法である。

#### (2) 本件処分について

##### ア 滞納の有無について

##### (ア) 不動産競売

審査請求人は、本件不動産競売の取下げや売却後に処分庁に対し延滞金減免申請書を提出しているが、本件滞納市税の内容は、同申請書に記載された滞納状況と符合し、他に本件不動産競売の結果が本件滞納市税の額に反映されていないことをうかがわせ

る事情も認められないことから、本件滞納市税の額は本件不動産競売の結果を反映しているものと認められる。

(イ) 延滞金の免除

審査請求人は、本件滞納市税の延滞金が免除されていたと主張しているが、これをうかがわせる事情はなく、延滞金が免除されていたとは認められない。

なお、納付書兼領収証書及び充当決議書の延滞金の欄に「0」と記載されているのは、延滞金への充当額が0円であることが記載されているにすぎず、延滞金が免除されていることを示すものではない。

(ウ) 消滅時効

審査請求人所有の不動産に対する差押え及び参加差押によって本件滞納市税の時効が中断していると認められるので、本件滞納市税の徴収権について消滅時効は完成していない。

(エ) したがって、本件処分当時、審査請求人は本件滞納市税を滞納していたと認められる。

イ 差押えについて

(ア) 関係法令の定めと本件処分

a 市民税、県民税及び固定資産税に係る地方団体の徴収金については、その滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされている（市民税及び県民税につき地方税法（昭和25年法律第226号）第331条第1項第1号、第41条第1項及び第335条、固定資産税につき同法第373条第1項第1号）。

本件滞納市税については、平成13年8月14日から平成22年1月15日までの間に審査請求人に対する督促状が順次発せられているので、本件処分当時、最も短いものでも督促状を発した日から起算して少なくとも9年以上が経過していた。そして、前記のとおり、本件処分当時、審査請求人は本件滞納

市税を滞納していた。

- b 地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法の滞納処分の例によることとされているが（市民税及び県民税につき地方税法第331条第6項及び第41条第1項，固定資産税につき同法第373条第7項），本件処分は，国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した額を被差押債権とすることを含め，同法の各規定に従って行われたものと認められる。
- c したがって，本件処分は，関係法令の定める要件を満たしているとして認められる。

(イ) 本件処分に至るまで

a 処分庁との約束の有無

審査請求人は，年金支給月〇万円，年額〇〇万円を納付し，延滞金を免除することで処分庁と話がついており，長年にわたり約束どおり納付を続けてきたが，処分庁は約束を破棄して本件処分をしたと主張している。

たとえそのような約束が処分庁との間にあり，審査請求人が約束どおり納付を続けていたとしても，そのことによって本件処分が直ちに違法又は不当となるものではないが，念のためこの点について検討する。

審査請求人は，平成24年1月に同月末から毎月〇〇万円を納付する旨の納付誓約書を処分庁に提出している。審査請求人は，その後の同年6月に上記の条件で処分庁と話がついたとするが，そのような条件の納付誓約書が新たに作成・提出された形跡はない。

また，審査請求人の納付状況を見ても，審査請求人は必ずしも年金支給月に〇万円を納付しているわけではなく，審査請求人が「年金支給月」に「〇万円」を納付しているのは全体の半数にも満たない。さらに，長期間にわたって納付がない時期もある。

もし審査請求人が主張するような約束が処分庁との間であ



ったのであれば、新たな納付誓約書が作成されていないはずがなく、また、上記のような納付状況になるはずもない。

したがって、審査請求人の主張するような約束があったとは認められず、審査請求人が約束どおり納付していたかを問題とするまでもない。

b 本件処分前の処分庁の対応

審査請求人は、①処分庁が一筆書いてくれば本税を納付する資金ができた、②手紙での連絡を希望していたが処分庁が電話でしか連絡してこなかったため、十分な話合いや指導がなされなかった、③納付期限を平成31年3月末にして欲しいと言ったのに、処分庁は納付期限を同月15日にした、④〇〇〇万円はすぐ納付し、残りは相談でという内容の手紙を送ったにもかかわらず処分庁から何の連絡もなく、相談も話合いもなかったなどとして、本件処分に至るまでの処分庁の対応に問題があったとも主張している。

しかし、前述のとおり、本件滞納市税の滞納期間は最も短いものでも督促状を発した日から9年以上に及んでいたことから、審査請求人が一定の範囲の金額を長年にわたり納付していたことを踏まえても、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならぬとする地方税法の定めを照らせば、本件は、速やかに差押えを行うことが求められていた事案であったといわざるを得ない。

それでもなお、処分庁は、平成30年8月に審査請求人に対し本税及び督促手数料を一括納付すれば延滞金を免除できることを説明し、その後約半年もの間、審査請求人のとの間でやり取りを続け、翌平成31年3月3日付けの書面で審査請求人から一括納付できない旨の回答がなされたことを受けて、納付がなければ差押えをする旨を同月8日に審査請求人に電話で説明し、さらに同月20日付けの書面にて審査請求人に差押え

を予告し、その上で翌月の4月10日付けで本件処分を行っている。

処分庁は、このように滞納期間が長期間に及んでいるにもかかわらず、それでもなお十分に時間をかけて慎重に対応した後に本件処分を行っているのであり、本件処分が、審査請求人を困らせて、権力を見せようとしたものでないことも、処分庁の担当者の感情（官情）でなされたものでないことも明らかである。また、処分庁が、納付資金を調達するために必要な一筆を審査請求人のために書かなかったとしても（①）、常に手紙で審査請求人に連絡をしなかったとしても（②）、審査請求人の希望日から約半月前の日を納付期限にしたとしても（③）、審査請求人からの相談の申出に応じなかったとしても（④）、それらは本件処分の適法性や当・不当を左右するような事情とはいえない。

c したがって、本件処分に至る過程にも、本件処分の適法性や当・不当を左右するような事情は認められない。

(ウ) 本件処分による審査請求人の生活への影響

本件処分における差押債権は、老齢基礎・老齢厚生年金の支払請求権のうち、国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した額に限られており、最低限の生活保障は保たれていることから、本件処分が、審査請求人の唯一の収入である年金を差し押さえるものであるとしても、本件処分が違法又は不当ということはできない。

ウ 教示の有無

処分庁から審査請求人に送付した差押調書（謄本）には、教示文が記載されており、審査請求人に対する教示はあったと認められる。

エ 小括

以上のほか、本件審査請求に提出された一切の書面及び資料に照らしても、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件処分を取り消す理由はない。

### (3) 結論

よって、本件審査請求のうち、既に取り立てが完了した年金の支払請求権に係る差押えの取消しを求める部分は不適法であるので行政不服審査法第45条第1項の規定に基づき却下し、その余の部分は理由がないので同条第2項の規定に基づき棄却するのが相当である。

## 第5 諮問に係る審査庁の判断

審理員意見書のとおり、本件審査請求のうち、既に取り立てが完了した年金の支払請求権に係る差押えの取消しを求める部分を却下し、その余の部分を棄却すべきである。

## 第6 審議の経過

年月日	経過
令和3年5月12日	諮問書の受理
令和3年6月15日	第1回審議
令和3年7月14日	第2回審議
令和3年7月16日	答申

## 第7 当審議会の判断

### 1 争点

#### (1) 取立完了部分について

既に取り立てが完了した年金の支払請求権に係る差押えの取消しを求める部分について、審査請求人に回復すべき法律上の利益があるか。

#### (2) その余の部分について

##### ア 滞納市税について

(ア) 滞納市税の額に不動産競売の結果が反映されているか。

(イ) 滞納市税の延滞金が免除されているか。

(ウ) 滞納市税の徴収権の消滅時効が完成しているか。

##### イ 差押処分について、違法又は不当な点があるか。

## 2 争点についての判断

### (1) 取立完了部分について

行政不服審査法に基づき行政庁の処分に対し不服申立てをすることができる者は、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によってこれを回復すべき法律上の利益を有する者に限られているところ、債権差押処分については、徴収吏員が差し押さえた債権の取立てを行ったときは、その目的を達してその法的効果は消滅するものと解され、他に債権差押処分を理由に滞納者を法律上不利益に扱う法令の規定も存在しないため、差し押さえた債権の取立てを行った後は、滞納者には当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はない。

したがって、本件審査請求のうち、既に取立てが完了した年金の支払請求権に係る差押えの取消しを求める部分については不適法である。

### (2) その余の部分について

#### ア 滞納に係る経過・経緯

##### (ア) 不動産競売について

審査請求人は、本件不動産競売の取下げや売却後に処分庁に対し、延滞金減免申請書を提出しているが、本件滞納市税の内容は、同申請書に記載された滞納状況と符合しており、また、他に本件不動産競売の結果が本件滞納市税の額に反映されていないことを裏付ける事実・証拠はないことから、本件滞納市税の額は本件不動産競売の結果を反映しているものと認められる。

##### (イ) 延滞金免除について

審査請求人は、本件滞納市税の延滞金が免除されていたと主張しているが、これを裏付ける事実・証拠はなく、延滞金が免除されていたとは認められない。

##### (ウ) 消滅時効について

審査請求人所有の不動産に対する差押え及び参加差押によっ

て本件滞納市税の時効が中断していると認められることから、消滅時効は完成していない。

(エ) したがって、本件処分当時、審査請求人は本件滞納市税を滞納していたと認められる。

#### イ 本件処分

(ア) 関係法令の定めと本件処分

a 市民税及び県民税並びに固定資産税に係る地方団体の徴収金については、その滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされている(市民税及び県民税につき地方税法(昭和25年法律第226号)第331条第1項第1号、第41条第1項及び第335条、固定資産税につき同法第373条第1項第1号)。

本件滞納市税については、平成13年8月14日から平成22年1月15日までの間に審査請求人に対する督促状が順次発せられており、本件処分当時、最も短いものでも督促状を発した日から起算して少なくとも9年以上が経過していた。そして、前記のとおり、本件処分当時、審査請求人は本件滞納市税を滞納していた。

b 地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法の滞納処分の例によることとされているが(市民税及び県民税につき地方税法第331条第6項及び第41条第1項、固定資産税につき同法第373条第7項)、本件処分は、国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した額を被差押債権とすることを含め、同法の各規定に従って行われたものと認められる。

c したがって、本件処分は、関係法令の定める要件を満たしていると認められる。

(イ) 本件処分に至る経過・経緯

a 処分庁との約束の有無

審査請求人は、年金支給月〇万円、年額〇〇万円を納付し、

延滞金を免除することで処分庁と話がついており、長年にわたり約束どおり納付を続けてきたが、処分庁は約束を破棄して本件処分をしたと主張している。

しかし、そのような条件の納付誓約書が新たに作成・提出された形跡はなく、審査請求人の主張するような約束があったとは認められない。

b 本件処分前の処分庁の対応

審査請求人は、本件処分に至るまでの処分庁の対応に問題があったとして、①処分庁が一筆書いてくれれば本税を納付する資金ができた、②手紙での連絡を希望していたが処分庁が電話でしか連絡してこなかったため、十分な話合いや指導がなされなかった、③納付期限を平成31年3月末にして欲しいと言ったのに、処分庁は納付期限を同月15日にした、④〇〇〇万円はすぐ納付し、残りは相談でという内容の手紙を送ったにもかかわらず処分庁から何の連絡もなく、相談も話合いもなかった、などと主張している。

しかし、本件滞納市税の滞納期間は最も短いものでも督促状を発した日から9年以上に及び、地方税法の定めに照らせば、速やかに差押えを行うことが求められていた事案であったにもかかわらず、それでもなお、処分庁は十分に時間をかけて慎重に対応した後に本件処分を行っており、本件処分が、審査請求人を困らせて、権力を見せようとしたものでないことも、処分庁の担当者の感情（官情）でなされたものでないことも明らかである。また、処分庁の対応について、上記①～④のような問題があったとしても、それらは本件処分の適法性又は相当性を左右するような事情とはいえない。

c したがって、本件処分に至る過程にも、本件処分の適法性又は相当性を左右するような事情は認められない。

(ウ) 差押えの範囲（審査請求人の生活面）

本件処分における差押債権は、老齢基礎・老齢厚生年金の支払

請求権のうち、国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した額に限られており、本件処分が、審査請求人の唯一の収入である年金を差し押さえるものであるとしても、本件処分が違法又は不当ということはできない。

ウ 教示の有無

処分庁から審査請求人に送付した差押調書（謄本）には、教示文が記載されており、審査請求人に対する教示はあったと認められる。

エ 小括

以上のほか、本件審査請求に提出された一切の書面及び資料に照らしても、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件処分を取り消す理由はない。

3 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員が行った審理手続は、適正に行われたものと認められる。

4 結論

以上のことから、当審議会は、本件審査請求のうち、既に取立てが完了した年金の支払請求権に係る差押えの取消しを求める部分を却下し、その余の部分を棄却するとの審査庁の判断は、妥当であると判断する。

よって、「第1 松山市文書法制審議会の結論」のとおり答申する。

(本件審議を処理した委員の氏名)

松山市文書法制審議会行政不服審査分科会

委員 倉澤 生雄

同 兼平 裕子

同 真木 啓明

(別 紙) 滯納金額明細書 省略